

# 能代市小形風力発電施設建設等に関するガイドライン

平成30年10月 1日施行  
令和 3年 1月 1日改正

## 1. 目的

本ガイドラインは、能代市において小形風力発電（20kw未満）施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）をするにあたって、市民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点に立ち、風力発電施設等を建設、運用及び管理しようとする者（以下「事業者」という。）が自主的に遵守する事項及び調整手順を示すことを目的とする。

## 2. 対象となる施設等

### (1) 対象施設

本ガイドラインの対象となる施設は、風力発電施設等とし、建設等を行うもの、あるいは行ったものを対象とする。ただし、1kw未満の自家消費を目的として建設するものは除く。

### (2) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は、能代市全域とする。

## 3. 建設等にあたっての基準

### (1) 住宅等からの距離

風力発電施設等については、住宅等（学校、保育所、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含む。）から概ね200m以上離れていること。

### (2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）とすること。

また、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30デシベルを下回る地域における騒音基準は35デシベル以下とする。

### (3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音に関する参考値を超えないものとする。

### (4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように影響の予測及び調査を行うなど十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (5) 日影

風車の羽根の回転に伴って、地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (6) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (7) 景観

① 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

② 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観又は風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずること。
- ④ 事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害することのないもの、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。
- (8) 光害  
事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。
- (9) 文化財  
事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。
- (10) 災害防止
  - ① 事業者は、災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
  - ② 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
  - ③ 土砂災害警戒区域及び急傾斜地等への建設は災害防止の観点から避けること。
- (11) 平成30年10月1日前に建設が完了している（以下「建設済み」という。）風力発電施設等については増設及び改修時に、同日前に事業計画認定されている（以下「認定済み」という。）風力発電施設等については建設の際に、上記の基準のうち対象となる基準に適合させるよう努めること。

#### 4. ガイドラインによる調整手順

##### (1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民（地権者及び近隣住民等）及び市、必要に応じ公的機関や関係団体等に事業を説明するとともに、説明に対する意見等に適切に対応すること。また、その説明及び対応を市に報告すること。

##### (2) 法規制等に係る協議

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制等について、市の所管する課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

##### (3) 本ガイドラインに基づき市に提出する書類

事業者は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、小形風力発電施設の建設等に関する届出書（様式第1号）に関係書類を添えて市に提出すること。

##### (4) 建設済みの風力発電施設等については増設及び改修時に、認定済みの風力発電施設等については建設の際に、上記の手順のうち調整すべき手順に適合させるよう努めること。

#### 5. 建設等の工事中及び工事完成後における調査等

##### (1) 事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等にあたっての基準」の遵守に努めること。

##### (2) 建設が完了したときは、風力発電施設等の近接した場所に資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月策定）に明示されている標識（以下「資源エネルギー庁のガイドラインの標識」という。）を掲示し、建設等完了報告書（様式第2号）を建設完了後30日以内に市に提出すること。

ただし、平成30年10月1日前に建設済み・認定済みの風力発電施設等につ

いては、速やかに、又は完成時に資源エネルギー庁のガイドラインの標識を掲示し、報告書を市に提出するよう努めること。

## 6. 設置後の維持管理等

- (1) 事業者は、設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生したときには、その状況を市に報告のうえ、原因を調査し誠意をもって対応し、その内容を市に報告すること。
- (3) 事業者は、設置した風力発電施設等の事業体制等(撤去までの資金計画を含む。)の変更が生じた場合には、速やかに市に報告し、国に提出した変更認定申請・届出書(写)を市に提出すること。
- (4) 事業者は、風力発電施設等の発電事業が終了した場合は、責任をもって風力発電施設等を撤去すること。

## 7. その他

- (1) 風力発電施設等の建設等にあたり、住民等から申し入れのあった事項については、誠意をもって対応するとともに、その内容を市に報告すること。
- (2) 平成30年10月1日前に建設済み・認定済みの風力発電施設等の風車については、概ね200m以内の周辺住民から、風力発電事業に対する理解を得るよう努めること。
- (3) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表することがある。また、今後、本市での再生可能エネルギー事業の全ての取扱いの中止を求めることがある。
- (4) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

## 8. 適用

1. 本ガイドラインは、平成30年10月1日から適用する。
2. 令和3年1月1日改正は、同日から適用する。